

陳情 第34号

受付 平成29年 2月21日

付託 平成29年 3月 1日

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）に反対する意見書を求める陳情

・陳情趣旨

現政権はテロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）を成立させようとしています。実際の犯罪行為がなく、話し合いや相談・計画だけで犯罪とみなす「共謀罪」は、過去3度にわたり国会に提出され、そのたびに国民の大きな反対によって廃案となったものです。私は、憲法違反の「共謀罪」に反対します。

①「共謀罪」創設は、憲法で保障された思想・信条、内心の自由を侵すものです。近代刑法では、犯罪が生じた場合に、その犯罪行為を処罰することが原則です。そのため、通常の捜査は事件が起きて、誰が犯人かを捜査しますが、「共謀罪」は事件の前の「計画」を処罰するため、その内心（思想・信条）に踏み込んで捜査することになります。「共謀罪」は、「話し合い・計画」だけでなく、処罰条件に「準備行為」を加えています。「準備行為」には限定がなく、「準備行為」に関与していない者も共謀していれば処罰できることから、結局は内心を侵す本質は変わりません。

②「共謀罪」（テロ等組織犯罪準備罪）は、「テロ対策」どころか、広く市民、団体を監視することになります。政府は「テロ対策のために共謀罪が必要だ」と強調しています。しかし、共謀罪が適用される犯罪（4年以上の刑の犯罪）は600を超え、「テロ」とはまったく関係のない公職選挙法や道路交通法まで、広く市民生活に関わる犯罪も対象になっています。対象となる「組織的犯罪集団」の定義もあいまいで、市民団体と労働組合も対象にされかねません。

③「共謀罪」は、警察の日常的監視、「密告」社会を招きます。「共謀罪」が創設されれば、日常的に会話を盗聴する捜査がおこなわれる恐れがあります。戦前の隣組のような市民同士の相互監視・「密告」社会を生み出す危険があります。「おとり」の捜査員を団体に潜入させ、「共謀罪」を成立させて、団体をつぶすことに利用されかねません。

・陳情事項

テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）に反対する意見書を作成提出すること。

以上、陳情いたします。

平成29年2月21日

陳情者

住所 取手市宮和田 985-19

氏名 斉藤たかし

取手市議会議長 殿